

豊中市告示第274号

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項第2号イの規定により、騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）に規定する地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定します。

平成22年10月1日

平成24年3月27日改正（豊中市告示第80号）

平成30年4月1日改正（豊中市告示第136号）

豊中市長 浅利 敬一郎

地域の類型	該当地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法第2章の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（大阪国際空港の敷地を除く。）及び工業地域